

顧問先各位

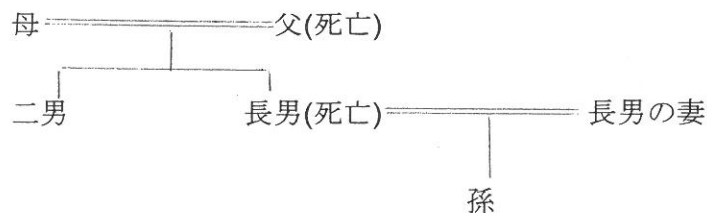
戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 同時死亡の場合の相続人と相続分 — 事故や災害等で複数人が死亡の場合 —

### [1] 事故や災害等で同時に亡くなった時

航空機事故や災害等により、不幸にも親族が同時に複数人亡くなる場合があります。こんな時、それぞれの相続人と相続分をどのように判定するのでしょうか。どちらが先に死亡したか不明の場合、時間差があった場合で扱いが異なります。以下をご参照下さい。

<例> 父と長男が自動車事故により死亡した場合



### [2] 同時死亡の場合

2人とも即死の場合や どちらが先に死亡したか不明の場合、民法において**同時死亡**とみなされます。同時に死亡した者の間(父⇔長男)においては相続がありません。したがって相続人・相続分は以下ようになります。

#### 父の相続人・相続分

母	...	1/2
二男	...	1/4
孫	...	1/4 (長男の分を代襲相続)

#### 長男の相続人・相続分

長男の妻	...	1/2
孫	...	1/2

※もし長男に子がいなかった場合の相続人・相続分は以下ようになります。

#### 父の相続人・相続分

母	...	1/2
二男	...	1/2

#### 長男の相続人・相続分

長男の妻	...	2/3
母	...	1/3

### [3] 死亡時間が明らかな場合

父は事故現場で死亡し、長男は搬送先の病院で1時間後に死亡した場合は通常通りです。父の相続 ⇒ 長男の相続 が短期間に連続して発生したと判断し、以下ようになります。

#### 父の相続人・相続分

母	...	1/2
二男	...	1/4
長男	...	1/4 (長男が相続し、その後 長男の妻と孫が相続する)